

大阪府立住吉高等学校同窓会新奨学金支給細則

(趣旨)

第1条 平成34年の創立100周年を迎えるにあたり、現状の母校を取り巻く環境を熟慮すると、同窓会による安定的で効果的な経済的困窮者に対する経済的支援の拡充と、海外短期留学支援の新設により、住吉高校の更なる発展のために新たな奨学金制度を設ける。

(期間)

第2条 新奨学金制度は平成25年度より10年間の期間とする。新奨学金実施にあたり、従来の同窓会奨学金(年48万円)の支給はこの期間停止する。

(経済支援奨学金の内容)

第3条 向学心に富み、真摯で、経済的理由により修学及び進路選択が困難な状況にある生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給する。

内訳	1年生	10名	2年生	10名	3年生	10名		
支給額	1年生	月額3,000円	年間36,000円×10名	計	36万円			
	2年生	月額3,000円	年間36,000円×10名	計	36万円			
	3年生	月額6,000円	年間72,000円×10名	計	72万円			
								総計144万円

応募者が定数に満たない場合などで、支給額の総額が144万円に満たない年度については当該支給額を限度とし、その残額は翌期に繰り越さない。

(海外短期留学支援の内容)

第4条 優秀な学力を有し明確な目標を持った住吉高校の生徒としてふさわしいと認められたものに対し、2学年修了時の春休みに、英国の短期スクールへ留学する航空運賃・研修・ホームステイの滞在費用の全額を支給する。

内訳 2年生 3名(総合科学科および国際学科 各科より1名以上とする)

(奨学金特別委員会)

第5条 新奨学金制度を実施するために、奨学金特別委員会を設置する。奨学金特別委員は同窓会会長が指名する。なお奨学金特別委員会の委員は任期を2年とするが、重任を妨げない。

(特別会計)

第6条 新奨学金制度の会計は同窓会特別会計とし、奨学金特別委員会と同窓会事務局

により厳格に管理運営する。幹事総会及び同窓会会報にて年度毎に報告をする。

(資金調達)

第7条 新奨学金制度の資金はその全額を同窓会による募金活動により調達する。年300万円程度の支援として3千万円以上を目標とする。

(選考)

第8条 第3条及び第4条の生徒の選考に関し、奨学金特別委員会は学校長及び教職員と連携して共同で選考会を開き厳正に選考する。

(物価変動等)

第9条 物価及び為替の変動等により、第3条及び第4条の援助に支障がきたす場合には、中途半端な支援にならないよう臨機応変に対応する。

(安全性の配慮と責任)

第10条 海外短期留学については、生徒の安全を第一とし、カリキュラム日程等は全面的に学校側に委ねることとし、同窓会に一切の責任が及ばないようにする。

(決議・承認)

第11条 新奨学金につき重要な判断が求められる場合は、奨学金特別委員会の決議を経て、常任幹事会において承認されなければならない。

(附則) 本細則は平成26年4月12日より施行する。